カ　両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者が準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マーク（付表５(3)）を付けていること。

キ　［略］

(2)　70歳以上の高齢運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク（付表５(2)）を付けるようにしましょう。

(3)　肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている身体の不自由な運転者が普通自動車を運転するときは、その車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク（付表５(4)）を付けるようにしましょう。

［２～４　略］

第２節　運転免許の仕組み

道路で自動車や原動機付自転車を運転するときは、その車種やけん引などの状態に応じた免許を受け、その免許証を携帯しなければなりません。

また、違反行為をしたり、交通事故を起こしたりした際に警察官から提示を求められた場合には、免許証を提示しなければなりません。

なお、免許を受けていても免許の停止処分中の者はその期間運転することはできません。

１　運転免許の区分

運転免許には、次の三種のものがあります。

［(1)・(2)　略］

(3)　仮運転免許

第一種免許を受けようとする者が、練習などのために大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。仮運転免許を受けた者が練習のため大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車を運転することのできる第一種免許を３年以上受けている者や第二種免許を受けている者などを横に乗せ、その指導を受けながら運転しなければなりません。この場合、車の前と後ろに仮免許練習標識（付表５(5)）を定められた位置に付けなければなりません。

２　運転免許の種類に応じて運転できる自動車、原動機付自転車は次表のとおりです。

免許の種類	運転できる自動車、原動機付自転車
大　型　免　許	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車
中　型　免　許	中型自動車、準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車
準　中　型　免　許	準中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車
［略］	

３　けん引免許

大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車のいずれかで他の車をけん引するときは、けん引する自動車の種類に応じた免許のほか、けん引免許が必要です。しかし、車の総重量（人や荷物をのせた状態での車全体の重さ）が750キログラム以下の車をけん引するときや故障車をロープ、クレーンなどでけん引するときは、けん引免許はいりません。

オ　普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障害のあることを理由に免許に条件を付されている運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に聴覚障害者マーク（付表５(3)）を付けていること。

カ　［同左］

(2)　普通自動車を運転することができる免許を受けた70歳以上の高齢運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に高齢者マーク（付表５(2)）を付けるようにしましょう。

(3)　普通自動車を運転することができる免許を受けた者で肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている身体の不自由な運転者は、普通自動車の前と後ろの定められた位置に身体障害者マーク（付表５(4)）を付けるようにしましょう。

［２～４　同左］

第２節　運転免許の仕組み

［同左］

１　運転免許の区分

［同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　仮運転免許

第一種免許を受けようとする者が、練習などのために大型自動車、中型自動車又は普通自動車を運転しようとする場合の免許をいいます。仮運転免許を受けた者が練習のため大型自動車、中型自動車又は普通自動車を運転するときは、その車を運転することのできる第一種免許を３年以上受けている者や第二種免許を受けている者などを横に乗せ、その指導を受けながら運転しなければなりません。この場合、車の前と後ろに仮免許練習標識（付表５(5)）を定められた位置に付けなければなりません。

２　［同左］

免許の種類	運転できる自動車、原動機付自転車
大　型　免　許	大型自動車、中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車
中　型　免　許	中型自動車、普通自動車、小型特殊自動車、原動機付自転車
［項を加える。］	
［同左］	

３　けん引免許

大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型特殊自動車のいずれかで他の車をけん引するときは、けん引する自動車の種類に応じた免許のほか、けん引免許が必要です。しかし、車の総重量（人や荷物をのせた状態での車全体の重さ）が750キログラム以下の車をけん引するときや故障車をロープ、クレーンなどでけん引するときは、けん引免許はいりません。